

機構集積協力金の概要

1 地域集積協力金

地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む「地域」に交付されます！

2 集約化奨励金

農地中間管理機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む「地域」に交付されます！

3 経営転換協力金

1つの作物に特化したい、リタイアするために誰かに農地を貸したいなどの理由で、農地中間管理機構に農地を貸し付ける農業者等に交付されます！

4 農地整備・集約協力金

簡易な基盤整備（農地耕作条件改善事業）に取り組む場合の農業者負担を軽減します！

地域とは

- ・地域集積協力金と集約化奨励金の対象地域は、同一の「人・農地プラン」のエリアに含まれる一定の区域（農業集落、大字、学区等の話合いの単位）です。
 - ・区域の外縁が明確であり、複数戸で構成され、農地面積が農地台帳により明確である必要があります。
- （注）中山間地域などで飛び地がある場合も同一の地域として設定できます。



～地域に交付された協力金・奨励金の使途は、地域の話合いにより自ら決めることができます～

【お問合せ先】 各市町村 農政担当課 又は 農業委員会
各地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室

1 地域集積協力金

※地域に対して交付

地域の話合いにより、地域内の農地を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む「地域」に交付されます。

【交付単価】

	機構の活用率（累積）		交付単価 ※()は農作業委託の場合
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
区分5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

(注) 中山間地域：農林統計上の中間農業地域、山間農業地域（旧市町村別）等の要件を満たす地域

- 中山間地域の最低活用率は一般地域の **1/5**
- R3当初と比べ
 - ・機構の活用率が単年度から「累積」に変更
 - ・農作業委託も交付対象に
 - ・**80%超**の区分が新設
 - ・過去に交付を受けた地域は、**前回交付を受けた区分より高い区分の場合に申請可能**

$$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業受託面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

※R5.2月末時点(R4事業の場合)

【主な交付要件】

交付対象面積の **1割以上** が新たに担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営）に集積されること。

※ 担い手が不足する地域は1/2に緩和できる場合があります。

【交付対象面積】

$$\begin{aligned} \text{交付対象面積（貸付）} &= \text{対象期間}^{\ast} \text{内の貸付面積} - \text{再貸付面積} - \text{貸付期間6年未満の農地面積} \\ \text{交付対象面積（委託）} &= \text{対象期間}^{\ast} \text{内の農作業委託面積} \quad (\text{委託期間10年以上で、過去に同協力金の交付を受けた農地を除く}) \end{aligned}$$

※ 対象期間：R4.3月～R5.2月(R4事業の場合)

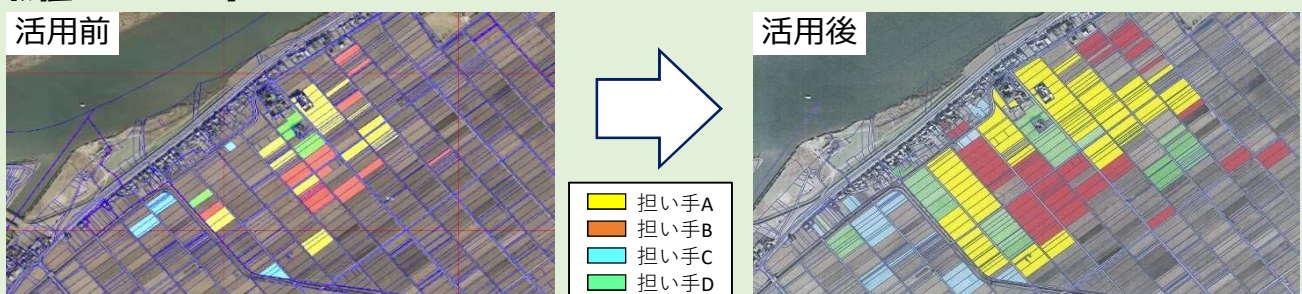
【計算例】

- 機構への貸付総面積：30ha（農作業委託なし）
- 地域の農地面積：50ha（一般地域）
- ⇒ 機構の活用率：30ha/50ha = **60%**（区分2）
- 対象期間内の機構への貸付面積：20ha（再貸付なし、貸付期間6年未満なし）
- ⇒ 交付対象面積：20ha

<新規集積要件> 交付対象面積20haのうち**2ha以上**が新たに担い手に集積されることで交付要件達成

<交付額> 交付対象面積 20ha × 交付単価 1.6万円 / 10a = **320万円**

【取組イメージ】



2 集約化奨励金

※地域に対して交付

地域の話合いにより、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む「地域」に交付されます。

【交付単価】

	地域の団地面積の割合 ※具体的な計算方法は交付要件に記載	交付単価 ※()は農作業受託の場合
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)
	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	

- R4 (R3国補正) 新設
- 地域集積協力金と併用可能
- 担い手以外の団地化も対象
- 事業実施年度の翌々年度までの計画で申請可能

(注) 区分2は、いずれかの要件を満たすこと

【主な交付要件】

以下のいずれかの要件を満たすこと。(事業実施年度の翌々年度まで)

- ① 地域の農地面積に占める**同一の耕作者が耕作する1ha以上**(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の**団地面積の割合が10**(区分2の場合は20)**ポイント以上増加**すること。
- ② 上記の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が1.5倍以上となること。

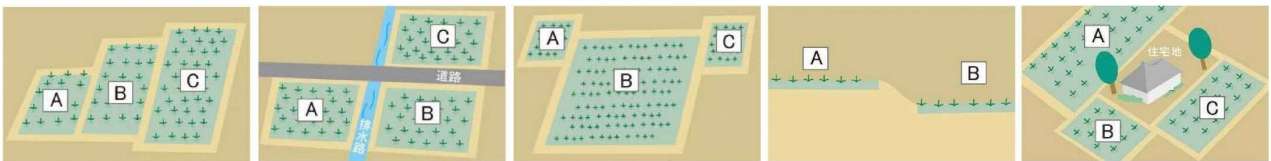
$$\text{1団地当たりの平均面積} = \frac{\text{「地域」の農地面積}}{\text{同一の耕作者が耕作する団地数} + \text{独立する1筆のほ場数}}$$

← 1ha未満のものを含む →

【団地とは】

以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない**2筆以上の隣接する農地**をいいます。

- ① 畦畔で接続する2筆以上の農地
- ② 農道又は水路等を挟んで接続する2筆以上の農地
- ③ 各々一隅で接続する2筆以上の農地
- ④ 段状に接続する2筆以上の農地
- ⑤ 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地



【交付対象面積】

交付対象面積(転貸) = 対象期間[※]内の転貸面積のうち**新たに団地化した面積**

交付対象面積(受託) = 対象期間[※]内の農作業受託面積のうち**新たに団地化した面積**

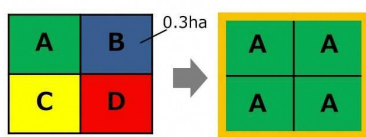
※ 対象期間: R4.3月~R7.2月(R4事業の場合)

<新たに団地化した面積: >

同一の耕作者が耕作する**1ha以上**(中山間地域及び樹園地は**0.5ha以上**)の団地面積の**増加分**

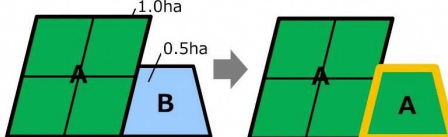
※ 過去に同奨励金(又は従前の地域集積協力金(集約化タイプ))の交付を受けた農地を除く。

【パターン①】



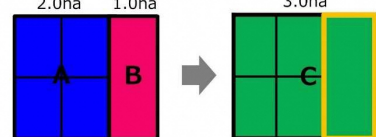
1ha以上の団地面積: 0ha → 1ha以上の団地面積: 1.2ha
交付対象面積面積: 1.2 - 0 = 1.2ha

【パターン②】



1ha以上の団地面積: 1.0ha → 1ha以上の団地面積: 1.5ha
交付対象面積面積: 1.5 - 1.0 = 0.5ha

【パターン③】



1ha以上の団地面積: 2.0ha → 1ha以上の団地面積: 3.0ha
交付対象面積面積: 3.0 - 2.0 = 1.0ha

3 経営転換協力金

※農地所有者（個人又は法人）に対して交付

※令和5年度までの時限措置

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換やリタイアした農業者及び農地の相続人に対して交付されます。

【交付対象者】

・ 農業部門の減少により経営転換する農業者

（以下の農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止する場合に対象になります。）
①土地利用型作物、②露地野菜等、③施設野菜、④露地果樹、⑤施設果樹、⑥露地花き、
⑦施設花き、⑧茶、⑨牧草、⑩サトウキビ、⑪その他（①～⑩以外の農業生産部門）

・ リタイアする農業者

・ 農地の相続人で農業経営を行わない者

【交付単価】

交付単価	上限額
1.0万円/10a	25万円/1戸

■ 申請期限である各年度12月末までに、1筆でも転貸される必要があります。

■ 令和4・5年度は、機構に貸し付けられた農地の全部又は一部が、地域集積協力金又は集約化奨励金の申請を行う地域に含まれる必要があります。

■ 令和5年度までの時限措置

【主な交付要件】

原則として、農地中間管理機構に対し、**全ての農地を10年以上貸し付けること**。

（注）①農業振興地域外の農地、②農業振興地域内の10a未満の農地、③経営転換の場合の減少部門以外の作物を栽培するための農地等は、農地中間管理機構に貸し付けなくてもかまいません。

4 農地整備・集約協力金

※農地耕作条件改善事業の事業実施主体に対して交付

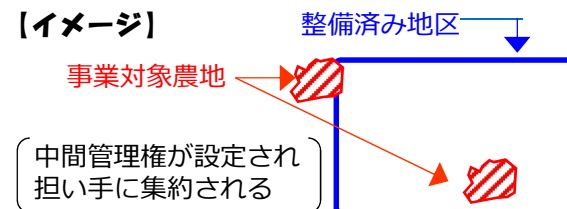
※令和5年度までの時限措置

簡易な基盤整備（農地耕作条件改善事業）に取り組む場合に、農地中間管理機構を活用して対象農地を担い手に集約すると、農業者負担が軽減されます（最大でゼロ）。

【交付率（整備費に対する割合）】

目標年度における担い手の農地集約化率	交付率（整備費に対する割合）
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

【イメージ】



【主な交付要件】

農地耕作条件改善事業（ハード事業のうち定率助成）の実施地区において、以下の交付要件を満たすこと。

- ① 対象農地が基盤整備済み地区に内在又は隣接し、地域内で合計10ha（中山間：5ha）未満であること
- ② 対象農地の全てが、本事業の申請日において有する農地中間管理権の存続期間又は残存期間が15年以上であり、目標年度までに担い手に集約されること 等